政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十五号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3　附則別表に定める所在国又は所在地に係る法第十条第一項に規定する政令で定める額は、令和四年四月から七月までの月分については、第一条の規定にかかわらず、当該所在国又は所在地につきそれぞれ同表に定める額とする。

4　法第九条の二第三項の規定の適用を受ける在ウクライナ日本国大使館に勤務する外務公務員の同項に規定する住宅に係る同項の規定の適用を受ける期間の住居手当については、法第十二条第一項本文に規定する政令で定める額は、第二条第一項の規定にかかわらず、零とする。

附則附則第五項を削る。

附則に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第三項関係）

一　大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	730,000	660,000	628,300	607,500	576,400	524,600	472,800	421,000	379,500	358,800	338,000	317,300
	インドネシア	660,000	560,000	520,000	500,000	470,000	420,000	370,000	320,000	280,000	260,000	240,000	220,000
	カンボジア	670,000	650,000	611,100	588,700	555,000	498,900	442,800	386,700	341,800	319,300	296,900	274,500
	シンガポール	800,000	720,000	674,300	647,300	606,800	539,400	472,000	404,600	350,600	323,600	296,700	269,700
	タイ	720,000	600,000	563,100	540,600	506,800	450,500	394,200	337,900	292,800	270,300	247,800	225,300
	大韓民国	780,000	660,000	615,100	590,500	553,600	492,100	430,600	369,100	319,900	295,300	270,700	246,100
	中華人民共和国	1,000,000	800,000	746,000	717,000	673,400	600,800	528,200	455,600	397,500	368,500	339,400	310,400
	ネパール	680,000	660,000	630,800	611,800	583,300	535,700	488,200	440,600	402,600	383,500	364,500	345,500
	バングラデシュ	780,000	760,000	721,600	699,600	666,500	611,300	556,100	501,000	456,800	434,800	412,700	390,700
	東ティモール	750,000	730,000	690,900	669,200	636,800	582,700	528,600	474,500	431,300	409,600	388,000	366,400
	フィリピン	660,000	560,000	521,400	501,300	471,200	421,100	371,000	320,800	280,700	260,700	240,600	220,600
	ブータン	690,000	660,000	628,300	607,500	576,400	524,600	472,800	421,000	379,500	358,800	338,000	317,300
	ブルネイ	630,000	610,000	566,300	543,600	509,600	453,000	396,400	339,800	294,500	271,800	249,200	226,500
	ベトナム	590,000	540,000	501,600	482,400	453,600	405,600	357,600	309,600	271,200	252,000	232,800	213,600
	マレーシア	610,000	550,000	516,500	495,800	464,900	413,200	361,600	309,900	268,600	247,900	227,300	206,600
	モルディブ	710,000	690,000	650,500	628,100	594,500	538,400	482,400	426,300	381,500	359,000	336,600	314,200
	モンゴル	650,000	630,000	594,400	575,100	546,100	497,900	449,700	401,400	362,800	343,500	324,200	305,000